

第37回北斗市農業委員会総会議事録

令和7年3月27日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和7年3月27日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 14名) (欠席 0名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	落 合 修	出席
	2番	山 本 正 人	出席	9番	吉 田 勝 幸	出席
	3番	齊 藤 介 男	出席	10番	佐々木 敬 子	出席
	4番	笠 原 勝 幸	出席	11番	時 田 孝 喜	出席
	5番	佐々木 秀 樹	出席	12番	加 藤 隆	出席
	6番	岡 村 栄 士	出席	13番	佐々木 勝 利	出席
	7番	中 川 哲	出席	14番	和 田 勝 雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 大 森 千 里 主 事 東 條 新					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>報告第3号 土地の現況証明調査委員の変更について</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第8号 農地移動適正化あっせんの申出について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第 3 7 回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和 7 年 3 月 2 7 日 午後 2 時 1 0 分

- | | | |
|---------|---|-----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の規定による届出について | (報告第 1 号) |
| 日程第 4 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて | (報告第 2 号) |
| 日程第 5 | 土地の現況証明調査委員の変更について | (報告第 3 号) |
| 日程第 6 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第 1 号) |
| 日程第 7 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第 2 号) |
| 日程第 8 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | (議案第 3 号) |
| 日程第 9 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について | (議案第 4 号) |
| 日程第 1 0 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について | (議案第 5 号) |
| 日程第 1 1 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について | (議案第 6 号) |
| 日程第 1 2 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について | (議案第 7 号) |
| 日程第 1 3 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第 8 号) |

第37回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和7年3月27日

番号	番号 報告・議案	件名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	2件
2	報告第2号	農地移動適正化あっせんの申出の取下げについて	会長	報告済	1件
3	報告第3号	土地の現況証明調査委員の変更について	会長	報告済	—
4	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	1件
5	議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	5件
6	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	会長	決定	1件
7	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	会長	決定	1件
8	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	14件
9	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	74件
10	議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	1件
11	議案第8号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	—

第37回北斗市農業委員会総会

(午後 2時10分 開会)

(開会宣言) 和田会長	<p>それでは最後の第37回総会でございます。全員参加していただきまして誠にありがとうございます。新しい委員が決まりまして、委員18人という事で、現職の中から去らなければならなかった方、また、勇退される方がおります。いずれの方も今後も北斗市の発展のためにご尽力いただければ幸いに思います。また、この3年間、色々と皆様にご迷惑をかけた会長でございますけれども、無事、今日の第37回総会をもちまして終わりたいと思います。ひとつ協議の方よろしくお願ひします。皆様の方も非常に忙しい時期になってきましたが、ケガの無いように農作業に励んでいただければと思います。</p>
事務局長	<p>本日の総会は、報告3件、議案8件であります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>
議 長	<p>本日の委員の動向をお知らせいたします。 本日は、全員の委員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
日程第1 議 長	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。</p>
日程第1 議 長	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号8番 落合 修 委員、議席番号9番 吉田 勝幸 委員の両名を指名いたします。</p>
日程第2 議 長	<p>日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
日程第3 議 長	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について</p>

議 長	<p>て」を議題といたします。 番号1から番号2までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>ご説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出る事となっております。</p> <p>番号1につきましては、南部坂ダム南東側及び新函館北斗駅より北東側の農地でございます。番号2につきましては、市渡第一会館より北西側の農地でございます。この後の議案第8号（あっせんの申出）において、議案ご審議をいただく予定となっております。</p> <p>これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第4	
議 長	<p>日程第4 報告第2号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>ご説明いたします。 本件につきましては、令和4年9月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売却先が決まったことから取り下げるものでございます。この後の議案第5号(所有権移転の決定)において、議案ご審議いただく予定となっております。</p>

事務局長	説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第5	
議 長	日程第5 報告第3号「土地の現況証明調査委員の変更について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、落合修委員より報告をお願いいたします。
落合 修 委員	(落合 修 委員：報告)
議 長	報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

<p>日程第7 議 長</p>	<p>日程第7 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号1から番号3までを上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>番号1につきましては、函館育ちライスターミナルより南側及び南東側の農地でございます、貸主が第三者へ売買するため、貸主の都合により解約となっております。番号2につきましては、千代田稲荷神社より南側の農地でございます、貸主が第三者へ売買するため、貸主の都合により解約となっております。</p> <p>番号1及び番号2につきましては、この後の議案第5号（所有権移転の決定）において、ご審議いただく予定となっております。</p> <p>番号3につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございます、貸主が第三者へ賃貸借するため、貸主の都合により解約となっております。</p> <p>この後の議案第6号（賃貸借の決定）において、ご審議いただく予定となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の番号4から番号5の案件につきましては、8番 落合 修 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(落合 修 委員：退席)</p>

議 長	<p>それでは、番号4から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号4及び番号5につきましては、大工川会館より北側の農地でございます。貸主が第三者へ賃貸借するため、貸主の都合により解約となっております。</p> <p>この後の議案第6号（賃貸借の決定）において、ご審議いただく予定となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(落合 修 委員：復席)</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 議案第3号「農地法第3の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>本件につきましては、先月の総会において営農型発電設備下部の農作物の状況を報告いたしました、地区名地区の営農型太陽光発電設備でございますが、この発電設備の設置者と営農者が異なる場合は、民法の規定により地上権の権利についても農地法第3条第1項の許可が必要であることから許可申請書が提出されたものでございます。なお、関連いたしまして、この後の議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請（一時転用許可）」でご審議いただく予</p>

事務局長	<p>定となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第9 議長	<p>日程第9 議案第4号「農地法第5の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの期間で一時転用を許可しておりました地区名地区の営農型太陽光発電施設でございますが、再度、一時転用許可を受け営農を継続したい旨の申請書が提出されたものでございます。</p> <p>一時転用許可の再許可につきましては、「営農の適切な継続が確保されており、下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しておらず、生産された農作物の品質に著しい劣化が認められない場合には、再度一時転用許可を行うことが可能」とされております。</p> <p>先月の総会において、転用者より提出された「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告」でご審議いただいた際には、生産された牧草は、1番草は良質で、2番草は、やや不良で地域単収10a当たり3,933kgより少ない3,625kgの収穫でしたが、地域平均の92%の収量が確保されており、2割以内の減収に留まっていること、今後の品質向上と収量の確保のため、3番草までの刈り取りを行う旨の指導等をし、品質や収量を維持する確保することが可能と考えられ、適切に生産物が出荷・販売されていることなどを勘案した結果、今後も適切な営農が継続されると判断するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>

議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第10	
議 長	<p>日程第10 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号13までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、駒井生コン株式会社より南西側の農地でございます。令和4年2月から賃貸借で耕作を行なっている経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号2につきましては、道南農業試験場より北西側の農地でございます。令和6年1月から賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号3及び番号4につきましては、上磯中学校より南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号5につきましては、メイホク食品株式会社より西側の農地でございます。令和7年2月から賃貸借で耕作を行なっている経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。なお、こちらの案件につきましては、南大野北部地区ほ場整備事業に関連する売買となっております。番号6につきましては、一本木神社より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号7につきましては、千代田稲荷神社より南側の農地でございます。耕作不便のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号8につきましては、大野保育園より西側の農地でございます。令和2年4月から賃貸借で耕作を行なっている経営規模拡大を図ろうとする法人へ売買するものでございます。番号9につきましては、函館江差自動車道北斗中央インターチェンジより北東側の農地でございます。令和6年4月から賃貸借で耕作</p>

<p>事務局長</p>	<p>を行なっている経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号10につきましては、向野大橋より東側の農地でございます。労働力不足のため、隣接地で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号11につきましては、清川自治会館より北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号12につきましては、サングリーン株式会社函館工場より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号13につきましては、清川浄水場より西側の農地でございます。平成22年4月から賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の番号14の案件につきましては、11番 時田 孝喜 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(時田 孝喜 委員：退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号14を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号14につきましては、函館育ちライスターミナルより南側及び南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>

<p>事務局長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(時田 孝喜 委員：復席)</p>
<p>日程第 1 1 議 長</p>	<p>日程第 1 1 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 7 1 までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号 1 につきましては、湯ノ沢水辺公園より南東側の農地でございまして労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 3 年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号 2 から番号 5 につきましては、道南農業試験場より北東側の農地でございまして労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 5 年の期間を設定し賃貸借を行うものでございます。なお、令和 7 年につきましては、耕作地への復元が必要となるため、使用貸借とするものでございます。番号 6 につきましては、白川第一会館より北東側の農地でございまして労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 5 年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。なお、令和 7 年につきましては、耕作地への復元が必要となるため、賃借料を 1 0 a 当たり 金額 円に減額するものでございます。番号 7 につきましては、大郷寺より南側の農地でございまして労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ 3 年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号 8 につきましては、大野保育園より北側及び北西側の農地でございまして労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ 3 年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号 9 につきましては、大郷寺より南側の農地でございまして労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営</p>

事務局長	<p>規模拡大を図ろうとする法人へ3年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号10から番号12につきましては、大工川会館より北側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号13につきましては、新函館北斗駅より南側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ10年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号14につきましては、新幹線車両基地より北側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ10年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号15につきましては、函館江差自動車道北斗中央インターチェンジ地より北側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号16から番号71までにつきましては、継続して賃貸借を行うものでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次の番号72から番号74の案件につきましては、11番 時田 孝喜 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(時田 孝喜 委員：退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号72から番号74を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。 番号72につきましては、継続案件となりますが、野崎霊園より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っ</p>

事務局長	<p>ている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年間の期間を設定し、賃貸借を行うものでございます。番号73につきましては、継続案件となりますが、函館育ちライスターミナルより南側及び南東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年間の期間を設定し、賃貸借を行うものでございます。番号74につきましては、継続案件となりますが、野崎霊園より東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ5年間の期間を設定し、賃貸借を行うものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(時田 孝喜 委員：復席)</p>
日程第12 議 長	<p>日程第12 議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。</p> <p>本件につきましては、桜岱 馬頭観音より南側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、3年間の期間を設定し使用貸借を行うものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(時田 孝喜 委員：復席)</p>
<p>日程第13 議 長</p>	<p>日程第13 議案第8号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号1から番号2までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号1につきましては、議席番号5番 佐々木 秀樹 委員、議席番号9番 吉田 勝幸 委員、補助委員として安田 秀幸 推進委員を、番号2につきましては、議席番号1番 澤田 亨 委員、議席番号7番 中川 哲 委員、補助委員として日笠 朝子 推進委員を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第37回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦勞様でございました。</p> <p>(午後3時45分 閉会)</p> <p style="text-align: right;">会 長 和 田 勝 雄 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 落 合 修 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 吉 田 勝 幸 _____</p>